

お知らせ

「1日未満で完了する作業の積算」の適用について

平成29年9月26日
山 口 県

平成29年度設計標準歩掛表に新設した「1日未満で完了する作業の積算」（以下、本基準という。）について、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 対象基準

平成29年度設計標準歩掛表（一般共通編）第12章 1日未満で完了する作業の積算

2 適用工事

平成29年10月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

3 適用にあたっての留意点

- (1) 本基準は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、本基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、本基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、本基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、本基準は適用しない。
- (5) 通年維持工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算をする場合等、本基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、本基準は適用しない。

4 参考

「1日未満で完了する作業の積算」の手引き（H29.4）（国土交通省）
（URL：<http://www.cgr.mlit.go.jp/other.html>）